

〔法学新報〕第三五号 明治二十七年二月二十八日

○東京法学院訴訟実習会

去月二十七日同院大講義室に於て第一回開会を為す左に其概況を誌す

第一は貸金請求事件にして原告は明治四年一月中被告に同年四月返済の約束にて貸付たる金円を請求する事実なり原告訴訟代理人竹井泰治氏は昨年十一月被告より原告に宛てたる書面により被告は右の債務を追認したるものなれば原告に権利あるものなりと主張し被告訴訟代理人花井卓藏氏齋藤次郎氏は出訴期限経過し被告に支払の義務なしと答弁し且壬甲第三百号等の布告を引て本件は裁判に及ふべきものにあらずと論したり判事高野兵太郎北岡保定氏は共に被告は責務の追認を為したものにして原告の請求至当なりとの意見にして裁判長馬場場原治氏は原告の請求を不当とし債権は出訴期限の経過により消滅す追認するも再び蘇生せしむることを得すとの意見なりしか多数判事の意見に従て原告の勝訴に帰せり

第二は官私印盜用官文書偽造行使詐欺取財被告事件にして某省

の雇員たる被告か商人を偽りて商品買上の周旋を為すへしとし
て保証金を詐取し納付切符を以て自ら領收証を作り局長の官員
及属官の私印を之れに盜捺せるの事実なり、検事朝倉外茂鐵氏
は有罪の論告を為し弁護人三宅碩夫氏北岡保定氏は元来領收証
を発するは官制上他の官庁の職務に属するものなれば被告の作
りたるものは一片の反古紙に過ぎずして官文書偽造罪をなさず
従て又官私印盗用罪をなすことなしと論し詐欺取財に付ては事
実を争はず判事上松操氏は詐欺取財の罪のみを構成すとの意見
なりしか判事花井卓藏氏裁判長鈴木宗言氏は之に反して官文書
偽造行使官私印盗用詐欺取財の所為あるものとし結局多数を以
て後者の意見に帰し一の重き官印盗用罪に問はれたり

第三は損害要償事件にして原告より被告汽船会社所有汽船に運

送を委託したる貨物が船長等の過失により船舶同様沈没したる
の事実なり原告訴訟代理人ト部喜太郎氏早川重躬氏は被告会社
の代人たる船長等の過失により生したる損害は本人たる被告会
社に於て弁償する責任ありと主張し被告訴訟代理人花井卓藏氏
は契約上及法律上責任なしと抗弁し判事瀬下清通氏朝倉外茂鐵
氏は共に原告の請求正当なりとし裁判長増島六一郎氏は之れに
反し荷送状裏書の約款によりて被告に責任なきのみならず法律
上亦責任なきものなりとの意見なりしか多数判事の意見に依り
原告の請求を容ることなれり

本月十日午後一時第二回開会其概況左の如し

第一は手形金請求事件の上告にして上告人の発したる持参人払
の約束手形は銀行条例第八十八条の禁令に違背するものなるや

否やの争点たり上告訴訟代理人早川重躬氏花井卓藏氏は右の條
例に反する不法の手形に付て原裁判所か上告人に支払の義務を
負はしめたるは不法なりと主張し被上告訴訟代理人大橋樹太郎
氏は右八十八条は一私人か其形体紙幣に類似したるものを行
するを禁したるの法文にして本件に適用すへからず原判決は適
法なりと抗弁し判事竹井泰治氏同窪田欽太郎氏は本件の手形は
銀行条例八十八条に該当すへきものにあらず然れども当時の手
形条例に反するものなれば手形たるの効力なし故に原判決不法
なりとの意見なり裁判長馬場恩治氏は銀行条例の解釈は両判事
と同意見なり而して手形として有効なりや否は本件争点にあら
す故に本件の上告は理由なきものなりと論したれども多数判事
の意見に依り原判決を破毀したり

第二不法逮捕監禁事件にして被告巡查か殺人現行犯たる波斯人
を拘引せんとするに際し英國領事庁捕吏か右波斯人は領事庁囚
獄を脱出せる目下捜索中の犯人なればとて引渡を請求し其末暴
行に及たりとて被告は右波斯人と併て該捕吏を引致して入監せ
しめたるの事実なり検事花井卓藏氏は遂に公訴を抛棄するに至
りたれとも弁護士馬場恩治氏高野兵太郎北岡保定氏は尚無罪を
論したり判事ト部喜太郎早川重躬氏裁判長増島六一郎氏は共に
有罪の意見を陳し刑法第二百七十八条に問擬し重禁固二月罰金
五円を言渡したり

第三は保証金預金取戻及違約賠償金請求事件主参加の訴にして
主参加被告の一人は英國人にして治外法権を有し我裁判管轄の
下に於て被告取らるべきものにあらず從て主参加相被告たる日

本人に対しても訴訟の目的を達するを得ざるものなれば亦被告取らるべきものにあらずとの被告の抗弁に対し中間判決を為せり主参加原告訴訟代理人中川眞太郎氏主参加被告日本人の訴訟代理人上松操氏互に弁難論争したり而して被告人として出頭したる花井卓藏氏は頻りに治外法権論を為し裁判長に退廷を命ぜらるゝに至れり判事早川重躬氏同西村勘之助氏は共に被告両名は我裁判所の管轄に服すべきものなりとの意見にして裁判長北岡保定氏は主参加は独立の訴なり被告等の抗弁其理ありとの意見なりしか多数の意見に従て当裁判所に於て訴訟を進行すへきこと、なれり

凡そ同会の目的たる法律実務の練習により其裁判所も実際の有様を形成し判事検事弁護士書記皆各制服を着け儼然威儀を保つ去ればさしもに広き大教場に溢る、計りなる傍聴の学生諸氏も終始謹慎静肅なりし或は裁判長か訴訟代理の委任状に至るまで一々点検するか如き或は命令に従はざりし当事者を退廷せしめたるか如き或は忌避の申請をなすか如き其他証人の訊問を為すか如き皆実地に異なることなし而して同会の裁判たる各判事か即時に公廷に於て意見を開陳するか如きは亦其特色なり

第三回は本月二十六日午後二時より開会せられ当日の訴件及担任者等左の如し其模様は次号に譲る

第一 委託金費消事件

弁護人渡邊正氏同加藤信義氏同ト部喜太郎氏検事北岡保定氏裁判長花井卓藏氏判事原嘉道氏同横田千之助氏

第二 荷為替不渡残金請求事件

原告訴訟代理人加藤信義氏同三宅碩夫氏、被告訴訟代理人杉浦角太郎氏同高野兵太郎氏裁判長平山銓太郎氏判事大橋樹太郎氏同上松操氏

第三 土地所有名義書換請求事件

原告訴訟代理人ト部喜太郎氏、被告訴訟代理人上松操氏裁判長寺島直氏、判事中川眞太郎氏同竹井泰治氏